

不正改造車防止



本部及び県内自動車関係十四団体で構成する「沖縄県不正改造防止推進協議会」の協力を得て、六月一日から三十日までの二ヶ月間を重点期間として、「不正改造車を排除する運動」を展開しました。

この運動は、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車による交通ルールを無視した運行や自動車排出ガスによる大気汚染、騒音等による生活環境の悪化が大きな社会問題となってきたことに伴い、平成二年度運動初日の六月一日には不正改造車を対象とした街頭検査を沖縄市で実施して二五三台の車両を検査、内五四台が整備不良車両であった。整備不良車両については、整備命令書」を交付し、基準に適合させる

から実施しているものです。
運動期間中、自動車ユーチャー、自動車関係事業者等に広く不正改造車についての啓蒙を行ったため、ラジオのスポット放送、市町村広報誌等へ広報文の掲載依頼を行うとともに、運動ポスター、不正改造事例ポスターの掲示を行い、自動車ユーチャー等への社会的責務に対する自覚を促しました。

運動初日の六月一日には不正改造車を対象とした街頭検査を沖縄市で実施して二五三台の車両を検査、内五四台が整備不良車両であった。整備不良車両については、整備命令書」を交付し、基準に適合させる

よう命じました。今回の街頭検査では、暴走行為などを目的とした悪質な不正改造車はもちらんのこと、「窓ガラスへの着色フィルムの貼付」、「クリアレンズなどを装着した不適切な灯火」など、基準に適合せず、事故を誘発しかねない改造にもかかわらず、自動車ユーチャー等への社会的責務に対するが不正改造であると認識している事例についても重点的に関係者の指導を行うとともに、チラシやクリアファイルの配布を行い運動の啓蒙を行いました。

今回の街頭検査での主な不正改造の例としては、窓ガラスへの着色フィルムの貼り付けクリアレンズなどを装着した不適切な灯火



街頭検査



前面ガラスにフィルムの貼り付けられた車両

この機会に皆様も是非、不正改造の防止について理解を深めてください。

自動車は、その安全性の確保及び公害の防止を図るため、構造・装置及び性能について必要最小限の技術基準（道路運送車両の保安基準）が定められおり、自分勝手な理由で、ルールを破って自動車を不正に改造することは許されません。

不正改造車は、事故やトランブルの原因になるばかりか、大気汚染や騒音など、周囲の生活環境を破壊する」とも少なくあります。